

令和5年度 美作圏域相談支援事業者集団指導

令和6年3月25日

岡山県美作県民局健康福祉部健康福祉課事業者班

1 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

(1) 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり

① 障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実

- 入所施設や病院からの地域移行を進め、障害者がどの地域においても安心して地域生活を送れるよう、地域生活支援拠点等の整備の推進、グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現、支援の実態に応じた適切な評価の実施、障害の重度化や障害者の高齢化などの地域ニーズへの対応等を行う。
- 障害者が希望する生活を実現するために重要な役割を担う相談支援について質の向上や提供体制の整備を図るとともに、障害者本人の意思を尊重し、選択の機会を確保するため、意思決定支援の推進。

- 特別な支援を必要とする強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実。

- ② 医療と福祉の連携の推進
 - 医療機関と相談支援の連携について、多様なニーズに対応しつつ、さらなる促進。
 - 医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケアの体制の充実や重度障害者が入院した際の特別なコミュニケーション支援の充実。

- ③ 精神障害者の地域生活の包括的な支援
 - 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を一層推進する観点から、入院から退院後の地域生活まで医療と福祉等による切れ目のない支援を行えるよう、医療と障害福祉サービス等との連携を一層進めるための仕組みに対する評価。

(2) 社会変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応

- ① 障害児に対する専門的で質の高い支援体制の構築

- ② 障害者の多様なニーズに応じた就労の促進
 - 障害者の一般就労への移行や就労支援施策は着実に進展している中で、さらに障害者の就労を支援するため、事業の安定的、効率的な実施、生産活動収支や工賃の改善を図る。
 - 本人の就労ニーズや能力・適性ととともに、就労に必要な支援や配慮を整理し、個々の状況に応じた適切な就労につなげる新しい障害福祉サービスである就労選択支援の円滑な実施に向けて対象者等の要件について整備。

(3) 持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現のための報酬等の見直し

- サービス提供事業者や自治体の事務・手続き等の負担軽減の観点から、事務簡素化等に取り組む。

- 障害者虐待の防止・権利擁護のため、身体拘束適正化の徹底や同性介助の推進。
- 障害福祉サービス等の持続可能性の確保の観点から、長期化した経過措置への対応の検討なども含め、メリハリのきいた報酬体系とするとともに、サービスの内容・質に応じた評価や、透明性の向上。

2 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容（関係部分抜粋）

1. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

(1) 経営実態を踏まえた基本報酬の見直し

後述

(3) 地域生活支援拠点の機能の充実

- ① 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設（自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援）

【地域生活支援拠点等機能強化費】（新設） 500単位/月

- ・ 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを一体的に運営し、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた相談支援事業者等において、情報連携等を担うコーディネーターを常勤で1以上配置されている場合
- ・ 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、当該事業者又はネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において、情報連携等を担うコーディネーターが常勤で1以上配置されている場合

※配置されたコーディネーター1人当たり、本加算の算定人数の上限を1月当たり合計100回までとする。

※以上の内容は計画相談支援について記載。障害児相談支援についても同様。

- ③ 地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に従事する者を配置することを要件に加える。（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援）

【緊急時受入加算】（変更） 100単位/日

現 行	改 定 後
<p>地域生活支援拠点等に<u>位置付けられている場合に、更に1回につき50単位を加算する</u></p>	<p>地域生活支援拠点等に<u>位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置している場合に、更に1回につき50単位を加算する</u></p>

(6) 意思決定支援の推進（障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を除く全サービス）

① 相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、「事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない」旨明記するとともに、障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインの内容を相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準や解釈通知に反映させる。

② 相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、サービス担当者会議及び個別支援会議について、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き障害者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認することとする。

(8) 障害者虐待防止の推進（全サービス）

- ① 令和4年度から義務化された障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等に対して、基本報酬を減算する。
- ② 虐待防止委員会（身体拘束適正化委員会を含む。）において、外部の第三者や専門家の活用に努めること(※1)や、障害福祉サービス事業所等の管理者及び虐待防止責任者が、都道府県の実施する虐待防止研修を受講することが望ましい(※2)ことを明示する。

※1については令和3年度報酬改定時に解釈通知で発出済、※2は新設

【虐待防止措置未実施減算】（新設）

次の基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。

- ① 虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(10) 個別支援計画の共有（短期入所、就労選択支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域定着支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を除く全サービス）

指定基準において、各サービスの個別支援計画について、指定特定（障害児）相談支援事業所にも交付しなければならないこととする。

(11) 高次脳機能障害を有する者に対する報酬上の評価

① 高次脳機能障害に関する研修を受講した常勤の相談支援専門員を配置する事業所を評価する。（計画相談支援・障害児相談支援）

【高次脳機能障害支援体制加算】（新設）

イ 高次脳機能障害支援体制加算（I） 60単位/日

高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、高次脳機能障害を有する利用者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。

□ 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ） 30単位/日

高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

※以上の内容は計画相談支援について記載。障害児相談支援についても同様。

(12) 人員基準における両立支援への配慮等（全サービス）

障害福祉の現場において、治療と仕事の両立を進め、職員の定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定における「常勤」要件及び「常勤換算」要件について、以下の見直しを行う。

- ・「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。
- ・「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める。

(13) 障害福祉現場の業務効率化等を図るためのICTの活用等（全サービス）

- ① 管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者は、その責務を果たせる場合であって、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合にあっては、同一敷地内等に限らず、同一の事業者によって設置される他の事業所等（介護サービス事業所等の他分野のサービス事業所を含む。）の管理者又は従業者と兼務できることとする。

- ② 管理者について、介護分野における取扱いに準じ、以下のような措置を講じた上で、管理上支障が生じない範囲内において、テレワークにより管理業務を行うことが可能であることを示す。

- ・利用者及び従業者と管理者の間で適切に連絡が取れる体制を確保していること。
- ・事故発生時、利用者の状態の急変時、災害の発生時等、緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定めておくとともに、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できるようにしていること。

また、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている管理者以外の職種又は業務のテレワークに関して、個人情報適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、具体的な考え方を示す。

- ③ 障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法等の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書等について、令和5年度中に標準様式及び標準添付書類を作成する。

(14) 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化（全サービス）

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める（※）観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

※BCPの策定等については令和3年度から令和5年度までは努力義務

【業務継続計画未策定減算】（新設）

以下の基準に適合していない場合、所定単位数を減算する。

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
- ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

※就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

(減算単位)

・ 所定単位数の3%を減算

(対象サービス：療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設）

・ 所定単位数の1%を減算

(対象サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く））

(16) 情報公表未報告の事業所への対応（全サービス）

- ① 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を新設する。

【情報公表未報告減算】（新設）

障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位数を減算する。

・ 所定単位数の10%を減算

（対象サービス：療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設）

・ 所定単位数の5%を減算

（対象サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く））

3 各種障害サービスの基本報酬等の改定（抜粋）

（1）居宅介護

○介護保険対象者の区分を追加

	現 行	改 定 後
障害支援区分 5	17,380単位	17,730単位
障害支援区分 6	25,000単位	25,500単位
障害支援区分 5 （介護保険対象者）	—	1,100単位
障害支援区分 6 （介護保険対象者）	—	1,810単位

(2) 生活介護

① サービス提供時間ごとの基本報酬の設定 (個別支援計画に位置づけ)

現 行	改 定 後
1日につき	3時間未満
	3時間以上4時間未満
	4時間以上5時間未満
	5時間以上6時間未満
	6時間以上7時間未満
	7時間以上8時間未満
	8時間以上9時間未満

② 利用定員規模ごとの基本報酬の設定

現 行	改 定 後
20人以下	5人以下
21人以上40人以下	6人以上10人以下
41人以上60人以下	11人以上20人以下
61人以上80人以下	21人以上30人以下
81人以上	31人以上40人以下
	41人以上50人以下
	51人以上60人以下
	61人以上70人以下
	71人以上80人以下
	81人以上

③ 栄養状態のスクリーニング及び栄養改善の取組

生活支援員や管理栄養士等の他職種と連携し、全ての利用者の栄養状態のスクリーニングを行うとともに、栄養状態にリスクのある者に対して個別に栄養管理を行う等、栄養ケア・マネジメントを行った場合を評価するための加算を創設する。

【栄養スクリーニング加算】（新規） 5単位/回

利用開始及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報を、当該利用者を担当する相談支援専門員に提供した場合、1回につき所定単位数を加算する。

【栄養改善加算】（新規） 200単位/回

（省略）

(3) 短期入所

① 緊急時の重度障害者の受入機能の充実

平時から地域生活支援拠点等として情報連携を整えた短期入所において、重度障害者の緊急時の受け入れについて評価する。あわせて、短期入所における緊急時の受け入れについて、緊急時の受入体制構築を適切に評価する観点から緊急短期入所受入加算による評価を見直す。

【緊急短期入所受入加算】（変更）

	現 行	改 定 後
緊急短期入所受入加算（Ⅰ）	180単位/日	270単位/日
緊急短期入所受入加算（Ⅱ）	270単位/日	500単位/日
地域生活支援拠点	100単位/日	100単位/日
加えて、平時から利用者の生活の状況等を把握するため、 <u>指定短期入所事業所等の従業者のうち、市町村及び基幹相談支援センター等との連携及び調整に従事する者を一以上配置し、医療的ケアが必要な児者、重症心身障害児者又は強度行動障害を有する児者に対し、指定短期入所等を行った場合</u>	—	200単位/日

(4) 施設入所支援

① 利用定員ごとの基本報酬を10人ごとに設定

現 行	改 訂 後
40人以下	40人以下
41人以上60人以下	41人以上50人以下
61人以上80人以下	51人以上60人以下
81人以上	61人以上70人以下
	71人以上80人以下
	81人以上

② 地域移行等意向確認担当者の専任等

利用者の地域生活への移行に関する意向や施設外のサービスの利用状況等の把握及び施設外におけるサービスの利用に関する意向の定期的な確認を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない（令和6年度から努力義務化、令和8年度から義務化）が、地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、地域生活支援拠点等又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

(5) 共同生活援助

- ① 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービス提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へ見直す。

	現 行	改 訂 後
共同生活援助サービス費(Ⅰ)	世話人配置 4 : 1	世話人配置 6 : 1
共同生活援助サービス費(Ⅱ)	世話人配置 5 : 1	体験利用
共同生活援助サービス費(Ⅲ)	世話人配置 6 : 1	—
共同生活援助サービス費(Ⅳ)	体験利用	—

※【人員配置体制加算】 (新設)

省 略

② 支援の質の確保

運営基準において、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を義務付ける。

（令和6年度から努力義務化、令和7年度から義務化）

《地域との連携等》（新設）

ア 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

イ 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。

ウ アの報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。

※外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

※日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。

(6) 就労継続支援 A 型

経営状況の改善や一般就労への移行等を促すため、スコア方式による評価項目について、以下のように見直すとともに、通知を改正し、情報公表制度におけるスコアの公表の仕組みを設ける。

- ・事業者の経営改善への取組が一層評価されるよう、「生産活動」のスコア項目の点数配分を高くするなど、各評価項目の得点配分の見直しを行う。
- ・労働時間の評価について、平均労働時間が長い事業所の点数を高く設定する。
- ・生産活動の評価について、生産活動収支が賃金総額を上回った場合には加
点、下回った場合には減点する。
- ・利用者の知識及び能力の向上のための支援の取組を行った場合について新たな評価項目を設ける。
- ・経営改善計画書未提出の事業所及び数年連続で経営改善計画書を提出しており、運営基準を満たすことができていない事業所への対応として、自治体による指導を行うとともに、経営改善計画に基づく取組を行っていない場合について新たにスコア方式に減点項目を設ける。

(7) 就労継続支援B型

① 平均工賃区分が高い区分の基本報酬の単価を引き上げ、低い区分の基本報酬の単価を引き下げ

② 手厚い人員配置6：1の報酬体系を新設

⇒目標工賃達成指導員配置加算が6：1から5：1に引き上げ

(利用定員20人以下で6：1場合)

	現 行	改 定 後
4万5千円以上	702単位	748単位
3万5千円以上4万5千円未満	672単位	716単位
3万円以上3万5千円未満	657単位	669単位
2万5千円以上3万円未満	643単位	649単位
2万円以上2万5千円未満	631単位	637単位
1万5千円以上2万円未満	611単位	614単位
1万円以上1万5千円未満	590単位	584単位
1万円未満	566単位	537単位

(8) 児童発達支援・放課後等デイサービス

- ① 発達支援に対するきめ細かい評価とするため、極めて短時間の支援（30分未満）は算定対象から除外し、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた基本報酬の設定。（5時間超の支援については延長支援加算対応）

（児童発達支援・利用定員10人以下）

現 行		改 定 後	
1日につき	885単位	時間区分1	901単位
		時間区分2	928単位
		時間区分3	980単位

（放課後等デイサービス・利用定員10人以下・3時間以上）

現 行		改 定 後		
授業終了後	604単位	時間区分1	574単位	
学校休業日	721単位	時間区分2	609単位	
		時間区分3	666単位	学校休業日のみ

- ※時間区分1 30分以上1時間30分未満
 時間区分2 1時間30分以上3時間以下
 時間区分3 3時間超5時間以下

② 総合的な支援の推進

- 適切なアセスメントの実施とこどもの特性を踏まえた支援を確保する観点から、運営基準において、事業所に対して、支援において、5領域(※)を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とし、支援内容について、事業所の個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化した上で提供することを求める。

(※) 「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」

- なお、個別支援計画の参考様式、総合的な支援の提供に関するアセスメントや支援の実施における視点などについて、児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドラインでお示しする予定（令和6年4月頃発出予定）

③ 事業所の支援プログラムの作成・公表

- 総合的な支援の推進と事業所が提供する支援の見える化を図るため、事業所に対し、5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）との関連性を明確にした事業所における支援の実施に関する計画（支援プログラム）を作成し、その公表を求めるもの
- 支援プログラムの作成・公表が行われていない事業所については、基本報酬について85%を算定（15%を減算）するもの
- 支援プログラムについては、事業所が提供する発達支援における基本的考え方や支援の内容、関係機関連携や家族支援、インクルージョンの取組等の事業所の支援の全体像と方針について整理し記載すること。事業所の従業員の意見も聴いて作成すること
- 公表については、インターネットの利用その他の方法により広く公表すること。公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ること。なお、義務化・減算の施行は令和7年度から。

本日の資料は「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要(案)」
を元に作成しています。
詳細な内容については、今後、報酬告示等が発出されますのでご確認
下さい。